

NPO 等との協働事例集

1 被保護者自立促進事業	新宿らいふさぽーとプラン	1
2 地域生活安定促進事業	訪問サポート	8
3 拠点相談事業	とまりぎ	14
4 自立支援ホーム		18
5 宿泊所等入所者相談援助事業		20

平成 22 年 4 月

新宿区福祉事務所

新宿区福祉事務所の保護の概況 平成21年12月現在

被保護人員	8,298 世帯	構成比率	保護率 26.1%
被保護世帯数	7,259 世帯		23区中6位
高齢者世帯	3,567 世帯	49%	(特徴)単身者世帯が占める割合が高く、元ホームレスや地方出身者が多いと考えられ、地域社会とのつながりが希薄な者が多い。
障害者世帯	695 世帯	10%	
傷病者世帯	1,888 世帯	26%	
母子世帯	252 世帯	3%	
その他	857 世帯	12%	

新宿区被保護者自立促進事業



「新宿らいふさぽーとプラン」とは、

新宿区の生活保護受給者の自立支援を目的とした各種講座や生活相談等の実施を NPO 法人への事業委託により実施しています。東京都が実施する被保護者自立促進事業の特別事業として、東京都の補助を受け、実施しています。事業開始は、平成 17 年 9 月。

○ 被保護者自立促進事業

東京都が平成 17 年度に創設した事業で被保護世帯を対象に就労支援、社会参加活動支援、地域生活移行支援、健康増進支援、次世代育成支援など、自立支援に要する経費の一部を支給することによって、その自立の促進を図ることを目的としています。

○ 事業委託の概要

利用者の受付、スタッフの雇用、実施会場及び事務室の借上げ、器材、物品等の配置まで事業運営のほとんどを委託しています。平成 21 年度の委託先は、NPO 「新宿ホームレス支援機構」。ただし、この事業における運営団体としては、利用者が親しみを持てるよう「新宿生活さぽーとセンター」という名称を使用しています。実施会場は、この NPO が借上げる一般のマンションです。各種講座の実施会場及び事務室（約 50 m²）、パソコン教室の実施会場（約 40 m²）、小中学生に対する各種講座の実施会場（約 60 m²）の 3 室を使用しています。

平成 22 年度の事業予算額は、約 2,800 万円 補助率 10/10

支援の概要

居宅生活をしている方を対象とした支援（名称 新宿らいふさぽーとプラン）

1 目的

生活保護受給者の「地域生活に必要とされる基本的な生活習慣の習得」を目的とし、それぞれの生活状況に応じた講座の受講や活動を通じて、「勤労意欲の向上」や「地域社会への適応」などの能力を引き出し、「日常生活における自立した生活」や「地域社会の一員として充実した生活」を過ごせることを目指しています。

2 支援メニュー（主なもの）

○ いきがいや健康保持、安全な生活に関する支援（名称 生活応援講座）

- ・食習慣、食の重要性を理解するための講座、料理教室
- ・コミュニケーション能力等を高めるための創作活動、カラオケ教室等
- ・金銭管理や節約術を習得するための講座
- ・防災教室

○ 円滑な社会生活に関する支援

- ・個別の面接、相談（名称 知って得する社会資源活用講座）
(生活保護制度及び他方他施策の説明、生活全般について相談、本事業の説明)

○ 規則正しい生活に関する支援

- ・パソコン教室
- ・余暇の過ごし方の習得を目的とした講座（名称 東京散歩）
(都内の博物館等への散歩等)
- ・創作や趣味への関心や自主的な活動を引き出すための居場所（名称 らいふさぽーと広場）
(将棋、書道、映画鑑賞等)

○ 就労意欲形成及び就労に関する支援

- ・しごと体験（ポリッシャーやベットメイキングの実習等）（名称 おしごと体験講座）

3 実施日及び体制等

土日休日及び事務整理等の日を除く毎日、各講座実施時間は、2 時間から 6 時間程度、概ね 10名以下の定員（事前予約制）で実施しています。

1週間の講座等実施スケジュール例

	曜日	月	火	水	木	金
会場 1	午前	知って得する 社会資源講座 又は らいふさ ぽーと広場	生活応援講座	らいふさぽー と広場	東京散歩 又 は おしごと 体験講座	らいふさぼー と広場
	午後					
会場 2	午前	パソコン教室				
	午後	パソコン広場				

4 支援の流れ

募集は、生活保護決定に関する通知へのチラシの同封（年2回）と保護費支払い日に来所する人へのチラシの配布を行っています。ケースワーカーからの勧誘も行いますが、申込みは、生活保護受給者が自ら行うことを基本とし、直接、新宿生活さぽーとセンターに申し込みます。受講希望者は、先ず、「知って得する社会資源活用講座」によるスタッフとの面接・相談を受け、希望する講座や必要となる支援に合った講座の説明を受けます。その後、各種講座を受講していきます。各受講者の支援の結果及び効果については、定期的に福祉事務所へ報告を行うことになります。担当のケースワーカーへ伝えられます。

小中学生とその保護者を対象とした支援（名称 SBS : Shinjuku Brothers and Sisters の略）

1 目的

生活保護受給世帯の子どもたちの毎日の生活に必要な規則正しい生活習慣の確立や学習意欲の形成を目的とし、それぞれの子どもの生活状況に応じた個別の支援を通じて、子どもが家庭や学校での生活を健全に過ごせることを目指しています。また、この支援は、次世代育成の観点からいわゆる「貧困の再生産」を防ぐことを大きな目的しています。規則正しい生活習慣等を身につけることで、高校へ進学するとともに着実に3年間通学し、卒業後は自立につなげていくことを視野に入れた支援と考えています。

2 支援メニュー

- 学習環境の場の提供による支援（学校の宿題、復習、工作、お菓子づくり等）
- 家庭訪問による支援（子ども及び保護者を対象とした面接相談）
- 異年齢者との交流を通じた支援（遠足等）

3 実施日及び体制等

土日休日及び事務整理等の日を除く毎日、夕方の3時間程度、開催しています。

支援対象者を選定し（22年度18名）、週に1回程度の支援を実施しています。

1日あたり3～4名を受け入れており、小学生は、1名のスタッフで1名を担当し、自宅との送迎も行っています。また、中学生は、1名のスタッフで2名を担当します。

スタッフは、教育職員免許、保育士等の資格を有する者です。4名を配置し、内1名は、教職員の勤務経験のある者をアドバイザーとし、学校での生活の問題にも対応できる体制をとっています。

4 支援の流れ

支援対象者が18名と限られているため、ケースワーカーが候補者を選定し、福祉事務所とスタッフが会議を開き、支援者を選定しています。各受講者の支援の結果及び効果については、定期的に福祉事務所へ報告を行うことになっており、担当のケースワーカーへ伝えられます。

支援効果の例

○ 50歳代女性 Aさん

「規則正しい生活に関する支援」の書道活動等を受講

Aさんは、近隣とのトラブルがあるなど、人付き合いがうまくできない面があった。他の講座にも参加していたが、一緒になった利用者とうまくコミュニケーションがとれないなどから継続的に通えなかった。しかし、書道活動については、昔好きだったということもあり、定期的に通うようになり、次第にスタッフや他の利用者と積極的にコミュニケーションをとるようになった。久しく連絡していない親戚や友人に年賀状を出したいと話すようになるなど、社会とのつながりを大切にしようとする意欲を持てるようになった。

○ 60歳代男性 Bさん

「いきがいや健康保持、安全な生活に関する支援」の料理教室等を受講

Bさんは、若い頃は、建設現場で働き、飯場での生活が長かったため、普段の生活では、コンビニ弁当をばかり食べているとのことであった。この料理教室は、高齢で1人暮らし世帯を想定した調理器具や材料での料理を教えていた。Bさんは、最初はおぼつかない手つきで料理を行っていたが、完成した料理を食べ、何度も「美味しい」と言い、今度は家でも挑戦したいと話していた。また、材料の栄養等についての説明を熱心に聞いていた。その後も何度もこの講座に通うようになるなど、食生活を改善しようとする意欲を持てるようになった。

○ 30歳代男性 Cさん

「規則正しい生活に関する支援」のパソコン教室等を受講

Cさんは、精神科に定期的に通院しており、普段の生活では、閉じこもりがちであった。ケースワーカーからの勧めでパソコン教室に参加したが、定期的に通うようになり、序々にあつたがスタッフとも打ち解けて話すようなる。年齢が若いこともありパソコンの操作は着実に上達し、今後はパソコン検定に挑戦したいと話す。また、この講座ではパソコンの自習やインターネットができる時間を設定しているが、それにも定期的に通うようになる。外出する機会が増え、インターネットからの情報も得るようになり、閉じこもりがちな生活が改善された。今後、病状が改善されれば、就労につながることも期待できる。

○ 中学生女子 Dさん

「小中学生とその保護者を対象とした支援（SBS）」を受ける

Dさんは、ケースワーカーからの勧めで中学1年生の秋からSBSに通所することになった。家庭は、Dさんが小学生低学年のときに両親が離婚し、母子家庭となった。小学校の時にクラスのいじめが原因で学校が好きになれず、通所を始めた頃の成績は、ほとんどの科目が一番低い評価であった。通所当初は、最初の1時間はスタッフとのゲーム遊び、残りの1時間を小学校の教材を使った復習を行った。スタッフは、Dさんが朝食をとることや夜早く寝ることなど家庭内の改善も母親に働きかけ、その結果、学校での生活が改善されていった。中学2年生になる頃からSBSに通所しても学習だけをするようになった。2年生の夏休みは、学校の宿題を終わらせるためSBSに週2回通所するなど、学習に対して、明らかに前向きの姿勢が現れ、高校への進

学や将来就きたい職業などをスタッフに話すようになる。中学3年生の時には、SBSとは別に学習塾にも通うようになり、主要科目的成績は、中位に近い評価まで上がり、都立の商業高校（専門部）に進学した。

今後の課題

事業開始から4年が経過しているが、この間に生活保護を取り巻く環境は、一昨年の世界同時不況以降、大きく変化している。特に失業等を理由とした若年層の生活保護受給者が増加傾向にあり、この事業についても勤労意欲形成及び就労に関する支援を充実していく必要がある。事業開始時は、新宿区が支援内容や事業運営等を定めてきたが、今後は、NPO団体の活力がより發揮できるよう契約内容等の見直しが必要な時期にきてていると考えている。

利用者の状況

平成20年度利用者実績

新宿らいふさぽーとプラン

実施回数	利用者数 (延べ)	利用者数 (実人員)
636回	2,983人	163人

利用者の構成

新規申込み 62%	継続利用 38%		
男性 69%	女性 31%		
40歳代以下 18%	50歳代 25%	60歳代 32%	70歳代以上 25%

SBS

実施回数	利用者数 (延べ)	利用者数 (実人員)
244回	453人	11人

新宿区被保護者自立促進事業「新宿らいふさぽーとプラン」

暮らしに役立つ講座 やっています！

新宿区では、生活保護を受けている方に毎日の暮らしに役立つ講座を『新宿生活さぽーとセンター』に委託し、実施しております。必要な物はすべてご用意しますので費用はかかりません。お申込みは隨時受付です！

『新宿生活さぽーとセンター』までご連絡下さい。

平成22年度新宿らいふさぽーとプラン各種講座の紹介

1【知って得する社会資源活用講座】

くらしに役に立つ知識をお教えします。また、当センターの各講座の紹介を行います。

2【生活応援講座】

毎日のくらしに活かせる各種講座です。

- (1)創って語ろうかい
オリジナルの創作活動などを行います。
- (2)暮らしとお金のセミナー
- (3)食のセミナー
健康をテーマに食について学びます。
- (4)食事つくりまSHOW
皆さんと一緒に料理を作ります。
- (5)自己表現教室
楽器を使って「ボイストレーニング」や「カラオケ」などを行います。

- 3【らいふさぽーと広場】 将棋、習字、小料理づくり、散歩、映画鑑賞や工作などを行います。

- 4【防災教室】 災害からどうしたら身を守れるかを防災館に行き、体験します。

- 5【パソコン教室】 パソコンの操作を覚えて、くらしに活かしましょう。

- 6【パソコン広場】 パソコン教室で覚えたことを復習し、実用的に学びます。また、インターネット等を自由に使えます。

- 7【東京散歩】 みんなで「首都・東京」を、都営交通無料乗車券を活用して散歩します。

- 8【おしごと体験講座】 おしごとを体験し、おしごとについて一緒に考えてみましょう。



(申込み) 新宿生活さぽーとセンター

電話 03-5292-3708 (午前9時～午後5時) 土日・祝日休業

(問い合わせ) 新宿区福祉部生活福祉課 電話03-3209-1111

小学生・中学生を支援します ご相談ください！！

新宿生活さぽーとセンター「SBS」は、新宿区の生活保護を受けている世帯の小学生・中学生を対象に生活習慣や学習意欲をつけるための支援を行っています。

お子さんについて気になることがありましたらお気軽にご相談ください。

○勉強の成績が思わしくない。 ○友達とうまく遊べない。

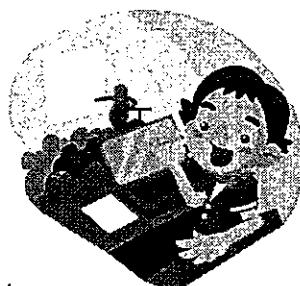
○進学・進路への心配がある。 ○親子関係に悩みがある。

支援の概要

SBS会場にて週1回程度、平日の夕方に実施

小学生については、送迎します。

費用は必要ありません。



支援の内容

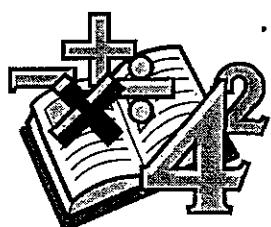
学校の宿題・復習

工作・手芸・絵画

料理・おかしづくり

パソコン・DVD鑑賞

近くの公園での遊び・遠足



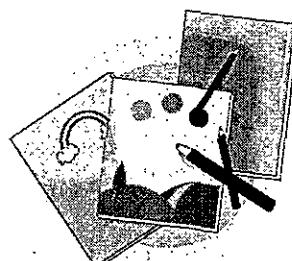
支援の流れ

保護者からの申込み

担当（ケースワーカー）へ

担当ケースワーカーと
SBSスタッフが家庭訪問
保護者の方・お子さんと面接し、
相談を受けます。

SBSへの通所による
支援の開始



Aさん（小5）の支援例

2時30分…迎えに来たスタッフとSBS会場へ

3時…SBS会場に到着

- 学校の宿題、算数ドリル
- 友達とカードゲーム

4時45分…おやつ

5時…スタッフと自宅へ

5時30分…帰宅

(申込み) 担当の地区担当員（ケースワーカー）へお申し出ください。

新宿区福祉部保護担当課 電話 03-3209-1111

(問い合わせ) 新宿生活さぽーとセンターSBS 電話 03-6826-7800

新宿区 地域生活安定促進事業(訪問サポート)

- 平成 19 年 4 月より事業受託。新宿区の独自事業。国のセーフティネット補助金を利用。
- 福祉事務所内に「訪問相談員室」が設置されており、現在、3名（常勤1名、非常勤週2・週3各1名）が配置されている。
- 事業の実施要綱（一部抜粋）

（目的）

第1条 アパート等で生活する生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者のうち、元ホームレスだった者に対して、再び路上に戻ることがないよう、真に地域社会で安定した自立生活を送るための支援を、柔軟性と専門性を持った団体と連携し、ケースワーカーの業務を補完しながら実施することである。

（支援内容）

第2条 家庭訪問や関係機関への同行により、次の支援を行う。

- (1) 日常生活における食事や健康管理、金銭指導、近隣住民との付き合い方等。
- (2) 求職活動や就職に必要な知識、技能を修得するための方法。
- (3) 住居に関すること。
- (4) その他、必要と思われること。

■ 利用者属性（平成20年度…利用者総世帯数 344）

* 世帯主の年齢	50歳未満… 52 (15%)	50～59歳… 85 (25%)	60～64歳… 54 (16%)
	65歳以上… 153 (44%)	(Ave. 61.7 歳、Max. 84 歳)	
* 世帯人数（内、女性を含む世帯）	単身… 328 (22)	複数… 16 (14)	
* 居所	アパート… 308 (90%)	ドヤ・宿泊所… 36 (10%)	
* 平均事業利用期間 10.5 ヶ月（※原則6ヶ月間、延長は可と取り決めしている）			

■ 活動実績（平成20年度1ヶ月あたり平均）

訪問し、面接	訪問したが不在	関係機関同行	来所	電話相談
50.5	20.3	5	14.8	6.8

※ 関係機関 同行先

区役所（住民登録、年金、他法手続き）、東京しごとセンター、わくワーク、チャレンジワーク、銀行、携帯電話ショップ、不動産屋、病院、家庭裁判所、入国管理局 等

■ 支援種別

- * アパート転宅支援
- * アパート生活定着支援（アパート転宅後直後の支援。依頼の7割を占める）
- * アパート生活継続支援

■ 現状と課題

- ・小規模な事業 → ケースワーカー、関係機関への周知、突発的な依頼増への対応が難しい。
- ・ケースワーカーとの業務分担が不明確 → 利用者が混乱する、支援側の情報共有が手間。
- ・訪問相談員の力不足 → 訪問先ではひとりで判断しなくてはならないことが多い。

地域生活安定促進事業 ケースワーカー説明資料

- 地域生活安定促進事業(通称「訪問サポート」)は、新宿区、独自の事業です。
社会福祉法人 特別区人事・厚生事務組合社会福祉事業団に委託して実施しています。
- 訪問サポートの目的は、「元ホームレスだった者に対して、再び路上に戻ることがないよう、真に地域社会で安定した自立生活を送るための支援を、ケースワーカーの業務を補完しながら実施する」ことです。
- 利用期間は原則 6ヶ月間です。延長はできますが、永続的に利用できる事業ではありません。
- 訪問サポートによる訪問は、ケースワーカーが行う家庭訪問の回数にはカウントできません。
ただし、訪問類型を、サポートを利用していることを理由にB→Cのように変えることは可能です。
- ケースワーカーさんから、例えばこんな依頼を受けてサポートをしています。

ドヤにいる人 〈アパート転宅支援〉 ←施設援護係

- * なぜ本人が自分でアパートを見つけられないのかよく分かりません。本人と何回か面接をして何か分かつたら教えてください。
- * 不動産屋は敷居が高いという意識が強く、アパート探しが進まないようです。一度本人と不動産屋に同行し、その後も宿に訪問して進捗状況を確認、相談にのってあげて下さい。

アパートに移ったばかりの人 〈アパート生活定着支援〉 ←施設援護係

- * 本当にアパートでやっていけるのか不安があります。月1回の頻度で3、4回訪問して生活の状況を確認してください。転宅直後で分からないこともあると思うので、本人からの相談にものってあげてください。ついでに調書も見て不備があつたら教えてください。

アパート転宅後、だいぶ経つ人 〈アパート生活継続支援〉 ← 1~4係

- * 借金とアルコールの問題があります。法テラスを紹介、同行して弁護士につながるまでの支援と、月1回の頻度で半年間訪問してその都度、スリップしていないかの確認をお願いします。
- * 課題があるのですが、どんな社会資源につなげたら良いのか分かりません。本人も改善したいという希望はあるようなので、訪問して相談にのりながら、一緒に考えてもらえないですか。

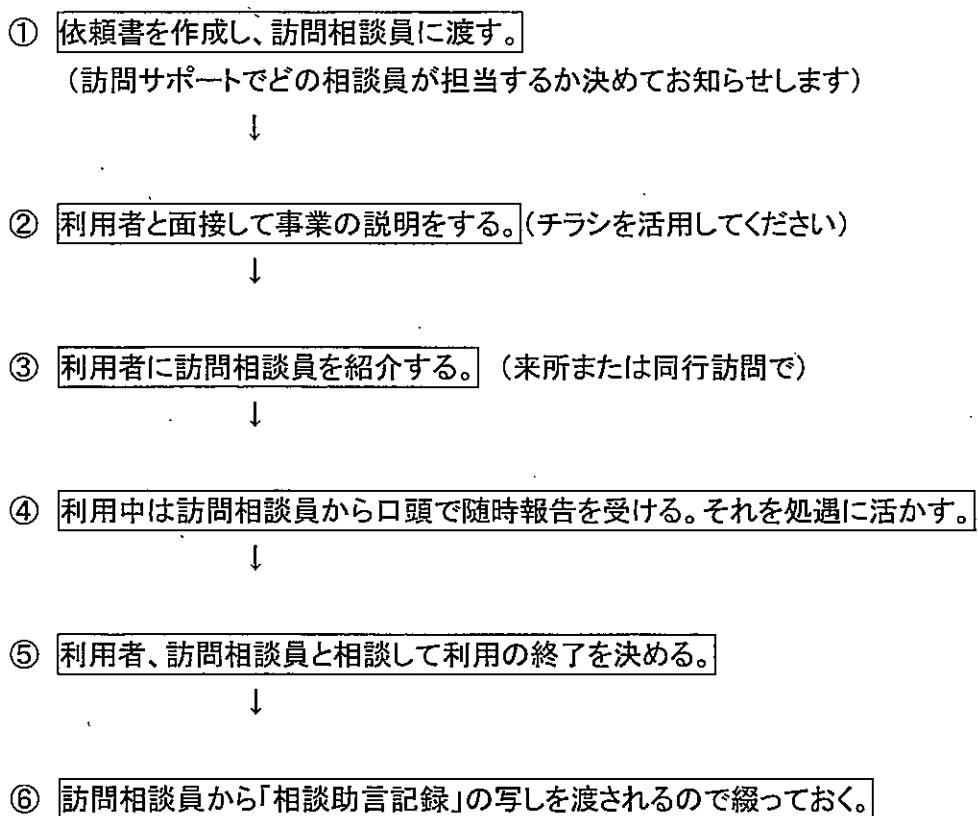
■ こんなケースの依頼はNGです

- ・ 元ホームレスではない。
(女性相談センター利用など、一時期でも安定した居所を失ったことがあれば野宿経験がなくても可)
- ・ 更生施設の通所・訪問事業を利用している。
- ・ 対象者が事業の利用を拒否している。

■ こんな内容の依頼は NG です

- ・ホームヘルパーが行うべきこと (歩行介助を要する通院介助、掃除など)
- ・1回で終わるような単発の依頼 ('明日、アパートの契約だけ一緒に行ってください')
- ・ケースワーカー同席なしでの本人の部屋への立ち入り
- ・救急車への同乗
- ・利用者のお金の預かり、品物の保管
- ・安否確認だけのサービス
- ・依頼内容がはっきりしない ('ただ訪問してお話してきてくださいね')

■ 事業利用の基本的な流れ（ケースワーカーさんにやっていただくこと）



■ 訪問サポートに携わっている職員を「訪問相談員」といい、現在、男性3名が配置されています。2階の「訪問相談員室」にいます。内線は3768です。

泉（週5日勤務） 河野（こうの・週3日・月水金） 蓮沼（週2・火金）

■ 内線で呼んでも相談員室に誰もいない、急用で連絡する必要がある場合、施設援護係に置いてある「訪問相談員行動予定表」を見て、各相談員が持っている携帯電話へ連絡してください。

■ 女性の相談員が良いなど、現在配置されている訪問相談員で対応できない場合には、同じ法人が運営する更生施設から指導員が応援で来て対応します。